

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(**新設** ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他)

No	1		府 省 庁 名 個人情報保護委員会
対象税目	☐ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☐ 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	改正個人情報保護法における課徴金制度の導入に伴う所要の措置		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第56号）の成立により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に課徴金制度を導入した。 ・特例措置の内容 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第56号）において導入された課徴金制度によって納付した課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。		
関係条文	個人情報の保護に関する法律 第148条の3～17 法人税法第55条第5項（号追加）、所得税法第45条第1項（号追加） 地方税法第23条、32条、第72条の23、第292条、第313条		
減収見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 個人情報保護法上の重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、課徴金納付命令により、違反行為者に経済的不利益を与えることによって、違反行為の誘因を小さくし、これにより違反行為の実効的な抑止を図り、規制の実効性を確保する。 （２）施策の必要性 課徴金納付命令により支払わせた課徴金について、損金・必要経費に算入できることとなれば、課徴金制度を設けた趣旨を果たせなくなるため、他法における課徴金納付命令と同様の税制措置を行う必要がある。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 個人情報 の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護すること 施策大目標 個人情報の適正な取扱いの確保 施策目標 個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進
		政策の達成目標	違反行為者に経済的不利益を与えることによって、違反行為の誘因を小さくし、これにより違反行為の実効的な抑止を図り、規制の実効性を確保する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	改正個人情報保護法に基づく課徴金納付命令の発出は個々の事案に基づくため、推計は困難
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	違反行為者に経済的不利益を与えることによって、違反行為の誘因を小さくし、これにより違反行為の実効的な抑止を図り、規制の実効性を確保できる。 課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととしなければ、課徴金制度による違反行為の抑止効果が十分に発揮できない。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	課徴金制度によって納付した課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととするものであり、税制でなければ措置できない。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—